

健康保険

2019
May
5

特集

日独の動向から 医療保険者のあり方を探る

健保連が「日独医療保険セミナー
～ドイツに見る保険者のあり方～」を開催

第1部 講演／第2部 トークセッション

2019年度健保組合予算は986億円赤字
平均保険料率は9.218% 12年連続上昇

大局大説
医療費の地域格差——“格差”は拡大しているのか
加藤久和



介護納付金の算定を巡る問題

介護保険の第2号被保険者が負担する2019年度介護

納付金の算定について、健保組合が19年度予算を決定した後の3月29日になって、昨年12月末に示された係数の「参考値」に誤りがあったとして、「確定値」による納付が求められるという、誠に遺憾な事態が発生した。

介護保険制度の円滑な運営への協力・支援の観点から、健保組合は介護保険者に代わって第2号保険料の徴収を行い、支払基金に納付している。厚生労働省老健局および支払基金、一人ひとりの担当者がこの事業・事務についての適切な理解を欠いており、認識の甘さや危機感の低さが今回のような異常な事態を生んだ。

例年同様、各健保組合が「参考値」として提示された係数を基に所要の納付金額を織り込んだ19年度予算を策定作業中の1月23日に、支払基金の担当者から老健局の担当者への「参考値」に誤りがあったとの電話連絡があったが、残念ながら老健局内で上司

への報告が行われず、また、老健局と保険局との適切な情報共有も行われなかったのである。

各健保組合は、「確定値」として示された係数に基づいて19年度予算を見直し、所要の第2号保険料を徴収して納付金として支払基金に納付することを余儀なくされ、全健保組合で被保険者1人当たり月額平均約55円多い介護納付金の納付が必要になった。3月19日に根本匠厚労相に報告が

上がり、健保組合など医療保険者の実務への影響が大きいことがようやく認識されるようになった。

健保組合は、後期高齢者支援金と前期高齢者納付金の過大な負担に苦しんでいる最中であり、また、支払基金法の改正案が今通常国会で審議され、近く成立が見込まれている。こうした時期における支払基金の基礎的業務における重大なミスであり、基金内部の業務執行体制のあり方に猛省を求めたいし、老健局の業務執行に適切さや丁寧さが欠けていたことも問題だ。

各健保組合はすでに介護納付金額とそれに応じた介護保険料率を決定しており、所要額を賄うことができない組合も多く、対応に苦慮している。老健局では予備費や準備金の活用、納付猶予などの活用等を考えているようだが、各健保組合の納付額の決定と告知の方法について、徴収代行の本旨を踏まえた見直しも検討されるべき課題である。

厚労省にとっての基本的な課題は、高齢化の進展、1人暮らし高齢者の増加などに伴い、経済成長率や医療費増加率を上回って伸び続けている介護サービス費の適正化・効率化の実を上げることである。

要介護認定、ケアマネジメントの一層の厳格化に加え、重度化・重症化予防対策、地域社会で要介護高齢者を支える地域包括ケアを推進し、第2号保険料の伸びを抑制することが基本となる。介護保険制度の実施にあたる老健局の今後の取り組みに強く期待したい。